

岩沼市立玉浦小学校いじめ防止基本方針概要

【いじめの定義】児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

【玉浦小学校の取組】「自ら考え共に学び 豊かな心を持ち 健康でたくましく生きる たまうらの子の育成」を学校教育目標に定め、いじめのない学校作りに全職員が一丸となって取り組んでいる。いじめの未然防止、早期発見、措置を実効的に講じるため、法により新たに規定されたいじめへの組織的対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明確にするとともにこれまでのいじめ対策を生かした防止及び根絶を目指した取組を定める。

目指す児童像

(知) 自ら考え共に学ぶ子供 (徳) 豊かな心を持った子供 (体) 健康でたくましく生きる子供

父母教師会・地域との連携

父母教師会や地域の主任児童委員・民生委員・自治会関係者等とともにいじめ問題について協議する「健全育成委員会」を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

校内いじめ問題対策委員会

玉浦小学校における「いじめに関する問題」の適切かつ有効な対応指導に資するため、対策等を検討する。校長・教頭・教務主任・生徒指導部・養護教諭及び当該児童の担任と学年主任が連携を取り迅速かつ正確な事実確認と対応を行う。

関係機関との連携

いじめの実態に応じ、岩沼市教育委員会の指導を受け、岩沼市子ども福祉課・総合教育センター・岩沼警察署等との連携を行い対策を推進する。

児童会等の取組

児童会の「いじめゼロ運動」によるいじめ防止に自主的に取り組む活動を計画的に行い、指導・支援を行う。

いじめ問題への取組

いじめの未然防止

児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくるのが大切である。その環境をつくるために、全教職員で自己存在感・共感的な人間関係・自己決定を生かした授業・集団・学校づくりを推進していく。

いじめの早期発見

大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささやかな兆候であっても、地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

重大事態発生時の取組

いじめにより、児童に生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき「重大事態調査委員会」を設置して対応する。